

東政発第516号
令和7年6月5日

押延区自治会長
宮本 俊寛 様

東海村長 山 田 修
(公 印 省 略)

令和7年度「協働の事業」協定に基づく
「令和7年国勢調査」における調査員の推薦について（依頼）

初夏の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本村統計行政に多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、令和7年10月1日を基準日として「令和7年国勢調査」が実施されます。ご存知のとおり、国勢調査は日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする最も重要な大規模な統計調査であり、本村での実施に際しましては、村内全域を269区の調査区に分け、指導員24名、調査員173名の調査事務への従事を必要とするところであります。

国勢調査のみならず、統計調査を取り巻く環境は年々厳しさを増している中ではありますが、正確かつ円滑な調査実施のためには、地域のご事情を把握されている方を調査員とすることが重要でありますことから、「協働の事業」協定に基づき、貴自治会から下記のとおり調査員をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

1 依頼事項 調査員の推薦 2 名

※別紙「調査員推薦にあたっての留意事項」、「調査員事務の概要について」、「調査区地図」もあわせてご覧ください。

2 推薦期限 令和7年7月4日（金）

添付の推薦書を役場政策推進課までご提出ください。

※郵送の際は、同封の返信用封筒をご使用ください。また、メールやFAXによるご提出でも構いません。

【 お問い合わせ 】

東海村総合戦略部政策推進課

計画調整担当 助川、中田、坪

TEL 029-282-1711（内線1306）

FAX 029-287-0317

Mail kokusei@vill.tokai.ibaraki.jp

調査員推薦にあたっての留意事項

1. 調査員配置の方針

調査員については、正確かつ安全に調査を行っていただくため、地理に明るい地域の調査区をご担当いただくことを基本としています。また、「かたり調査※」を防止する観点からも、その調査区内、または近隣にお住いの方を調査員とすることが望ましいとされています。

※「かたり調査」とは、国勢調査等の行政機関が行う統計調査であるかのような紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。

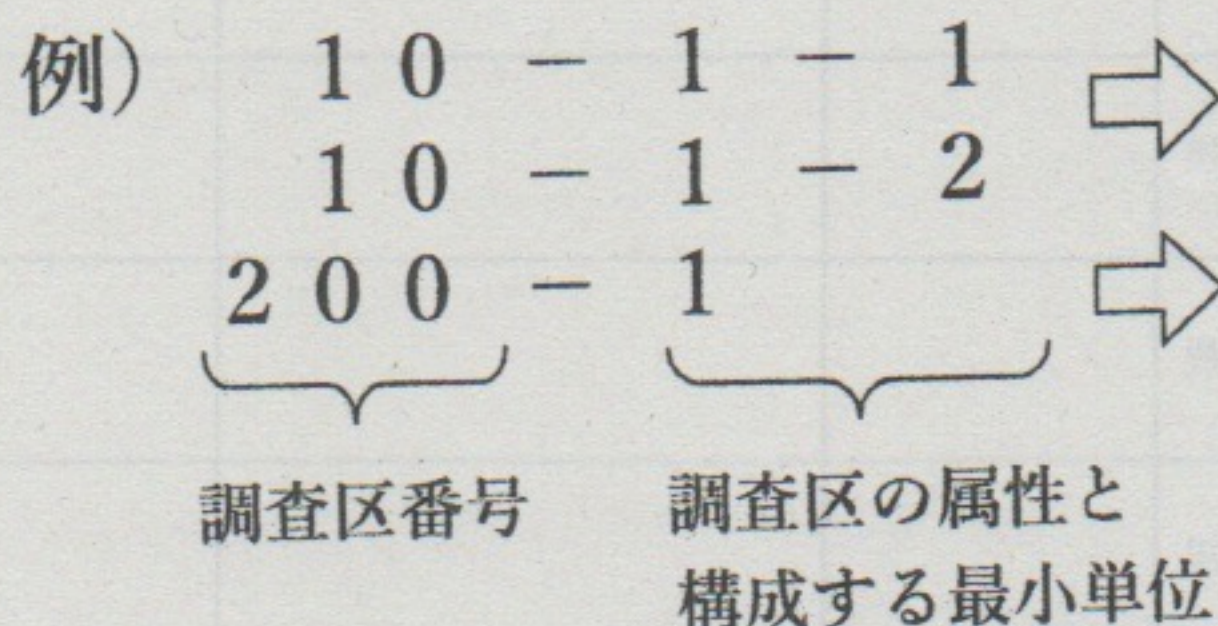
2. 調査員の条件

以下の条件を満たす方をご推薦ください。

1. 責任を持って調査事務を遂行できる方で、原則として満20歳以上の方
2. 秘密の保護に関し信頼のおける方
3. 警察に直接関係のない方
4. 選挙に直接関係のない方
5. 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

3. 1人の調査員の担当する範囲（調査区）

別添の地図に、推薦を依頼する調査員にご担当いただく範囲（調査区）を表示しています。国勢調査においては、調査区内の世帯数等の条件から、1調査区を担当する方と2調査区を担当する方を配置することとしており、地図で同色に塗られた調査区を1人の調査員にご担当いただくことになります。なお、地図及び推薦書に表示されている調査区番号の意味は次のとおりです。



調査区「10」は、一般調査区(1)で、1・2という2つの最小単位で構成されています。
推薦書上は、「10-1-1~2」と表示しています。

調査区「200」は、一般調査区(1)で、1つの最小単位で構成されているため、「200-1」と表示します。

4. 貴自治会の東海村統計調査員の指導員としての配置について

【該当する自治会のみのお知らせ】

貴自治会から過去に「東海村統計調査員」としてご推薦いただき、現在も継続して委嘱中の以下の方につきましては、これまでのご経験から調査員を指導・支援する役割の「指導員」として従事いただくよう、すでにご本人様に通知させていただきました。

なお、指導員は調査員を兼務することができませんので、大変ご面倒をおかけいたしますが、他の方を調査員としてご推薦いただきますようお願い申し上げます。

これまでの国勢調査においても、東海村統計調査員の多くの方には指導員をお願いしておりますので、どうかご理解いただきたいと存じます。

〔指導員として従事いただく方〕 押延区

永井 晴康

令和7年 月 日

東海村長 山 田 修 様

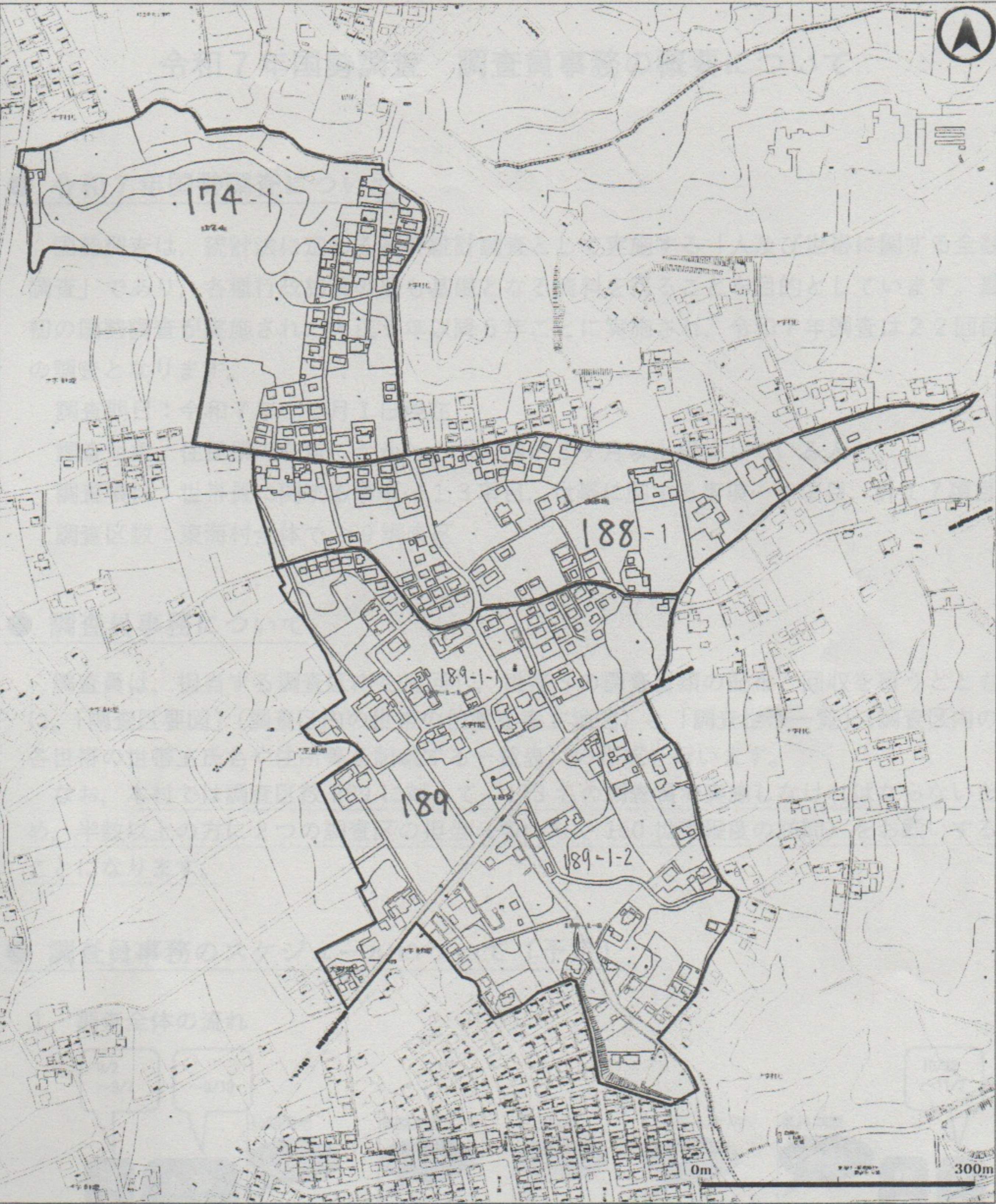
自治会名 押延区

自治会長 宮本 俊寛

令和7年国勢調査 調査員の推薦について

標記について、以下のとおり推薦します。

番号	調査区番号	フリガナ 氏 名	生年月日	性 別	住 所	電話番号 (携帯電話の記載を推奨)
1	173 - 1 185 - 1 - 1 ~ 2	村登録調査員 担当 橋本 美晴 様			[推薦不要]	
2	174 - 1 188 - 1		. .	男・女		
3	189 - 1 - 1 ~ 2		. .	男・女		
4			. .	男・女		
5			. .	男・女		
6			. .	男・女		
7			. .	男・女		
8			. .	男・女		
9			. .	男・女		
10			. .	男・女		
11			. .	男・女		
12			. .	男・女		
13			. .	男・女		
14			. .	男・女		
15			. .	男・女		



調査区番号	調査区域
174	大字村松押延2038～2172番地
188	大字村松押延2181～2443番地
189	大字村松押延2204～2333番地, 大字村松押延2331～2641番地